

令和6年度

下呂市建築物耐震診断助成事業



©岐阜県

申込期限 令和6年11月末日

下 呂 市

## 1. 助成制度の内容

この制度は、地震に強い安全なまちづくりを目指すために、市内にある建築物の耐震化を支援するものです。

建築物の所有者が建築士に依頼して『耐震診断』を実施する方に対して、国（国土交通省）・県・市・がその経費の一部を負担します。

## 2. 対象となる建築物

- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物
- ・ 木造一戸建て住宅以外の建築物
- ・ 大臣等の特別な認定を受けたものでない建築物

## 3. 助成金の額（建築物の規模・種別によって異なります）

(1 棟あたり)

建築物種別	補助対象限度額	補助率	補助金限度額
建築物 (下記建物を除く)	床面積×面積単価 <sup>※1</sup> 以内 設計図書の復元、第 3 者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,570,000 円を限度として加算することができます。	2/3	—
非木造戸建て住宅	136,000 円		90,000 円

※1 面積単価・・・下呂市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項に定める額  
延べ面積 1,000 ㎡以下の部分・・・3,670 円/㎡以内  
延べ面積 1,000 ㎡超え 2,000 ㎡以下の部分・・・1,570 円/㎡以内  
延べ面積 2,000 ㎡超えの部分・・・1,050 円/㎡以内

注 1) 上記の限度額は 1 棟あたりの金額です。

診断料が上記限度額を上回った場合、その部分については全て自己負担となります。

注 2) 補助金のなかには、国・県の補助金も含まれています。

国：社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック整備計画（防災・安全））

県：岐阜県建築物等耐震化促進事業費補助金

注 3) 補助対象事業費に岐阜県及び下呂市が行う他の補助金、交付金、貸付金、利子補給金等（岐阜県が実施する岐阜県住宅リフォームローン利子補給金を除く）を活用する場合にあっては、補助対象経費が重複しないこと。

注 4) 補助金には千円未満の端数は含まれません。

---

#### 4. 助成を受けられる方（補助対象者）

---

次の各要件を満たす方が補助の対象者となります。（尚、同一世帯で同一年度内に複数回の補助金を受けることはできません。）

- ① 対象となる建築物の所有者（分譲マンションにあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条の規定による団体又は同法第 47 条の規定による法人）
- ② 市税等の滞納のない方

---

#### 5. 助成の対象となる耐震診断

---

- ・ 建築物の所有者が実施する耐震診断であること。
- ・ 建築士が行う耐震診断であること。
- ・ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）の別添の指針に基づく耐震診断であること。

## 6. 助成の申請手続き

### ① 耐震診断の相談

下呂市役所建設総務課窓口で耐震診断の相談を受付けています。  
補助対象になるかどうかや、補助申請手続きの説明を受けてください。  
耐震診断補助事業に必要な手続き書類をお渡しします。

### ② 耐震診断事業実施計画書の提出

建設総務課に『事業実施計画書』（様式第1号）及び「事業計画書」（別紙1）を提出してください。

#### 【留意事項】

- ◆「事業実施計画書」には下記の書類を必ず添付してください。
  - ・耐震診断費用の見積書の写し（積算内訳が確認できるもの）
  - ・耐震診断予定者の「資格者証」の写し
  - ・所有者のわかるものの写し（登記済証、納税義務者用名書等）
  - ・建築時期のわかるものの写し（建築確認通知書、登記済証等）
  - ・市税等の滞納がないことを証明する書類（完納証明書）⇒市役所税務課発行のもの
  - ・建築物の概要がわかる資料（面積、配置図、平面図等）
  - ・付近見取り図
  - ・建物外観写真

### ③ 耐震診断承諾書の交付

補助の対象となる建築物であれば、『事業実施計画承諾書』を送付します。

#### 【留意事項】

- ◆承諾書交付後に事業計画書の内容を変更したり、診断を中止する場合は建設総務課までご相談ください。

### ④ 診断業務の契約

診断前に必ず、建築士が所属する建築士事務所の代表者と契約を行ってください。

#### 【留意事項】

- ◆耐震診断の契約は、耐震診断承諾書の交付後としてください。（交付前に契約された場合、補助の対象とはなりません。）

## ⑤ 診断（調査）の実施

原則として所有者立会いのもと診断（調査）を行います。

### 【留意事項】

- ◆ 調査日時は、相互の話し合いにより事前に決定してください。
- ◆ 建築士自らが診断（調査）を行いますので、本人であることを「身分証明書」により確認してください。
- ◆ 調査方法等について不明な事項があれば、その場で説明を受けてください。
- ◆ 調査は建物によって、長時間もしくは複数日かかることがあります。
- ◆ 主に目視による調査になりますが、より確かな診断結果を得るためには、所有者の情報提供が欠かせません。とりわけ、以下の事項が大切な要因となります。
  - (1) 建築士による聞き取り調査へ可能な限り回答してください。
  - (2) 建設当時の確認通知書や工事写真等の資料があれば提示してください。
  - (3) 不安に思う箇所を事前に相談士へ伝えてください。
  - (4) 床下及び天井裏をのぞく点検口をできる限り確保してください。

## ⑥ 耐震診断結果報告書の受理

診断終了後に、建築士から『耐震診断結果報告書』が提出され、所有者に直接説明がなされます。

### 【留意事項】

- ◆ 診断結果は必ず建築士本人から説明を受け、不明な事項はその場で説明を受けてください。
- ◆ 建物によっては、報告書提出までに日数を要する場合がありますので、依頼時に作成日数の確認をしてください。

## ⑦ 診断料金の支払い

診断料金は補助額を含む全額を依頼した建築士事務所の代表者へ支払ってください。

### 【留意事項】

- ◆ 領収書を受領してください。口座振込の場合は振込書を保管ください。  
(補助金を受ける際に必要です)

## ⑧ 耐震診断完了報告書・耐震診断補助金交付申請書の提出

建設総務課へ『事業完了報告書』（様式第8号）、「事業実施報告書」（別紙1）及び『補助金交付申請書』（様式第9号）を令和7年2月末日までに提出してください。

### 【留意事項】

- ◆ 「事業完了報告書」には下記の書類を必ず添付してください。
  - ・ 事業実施報告書（別紙1）
  - ・ 耐震診断結果報告書の写し
  - ・ 耐震診断契約書の写し
  - ・ 振込通知書の写し（領収書の写し）

## ⑨ 補助金交付決定通知

完了報告書と補助金交付申請書を検査後、市より『補助金交付決定通知書』を送付します。

## ⑩ 請求書の提出、補助金の交付

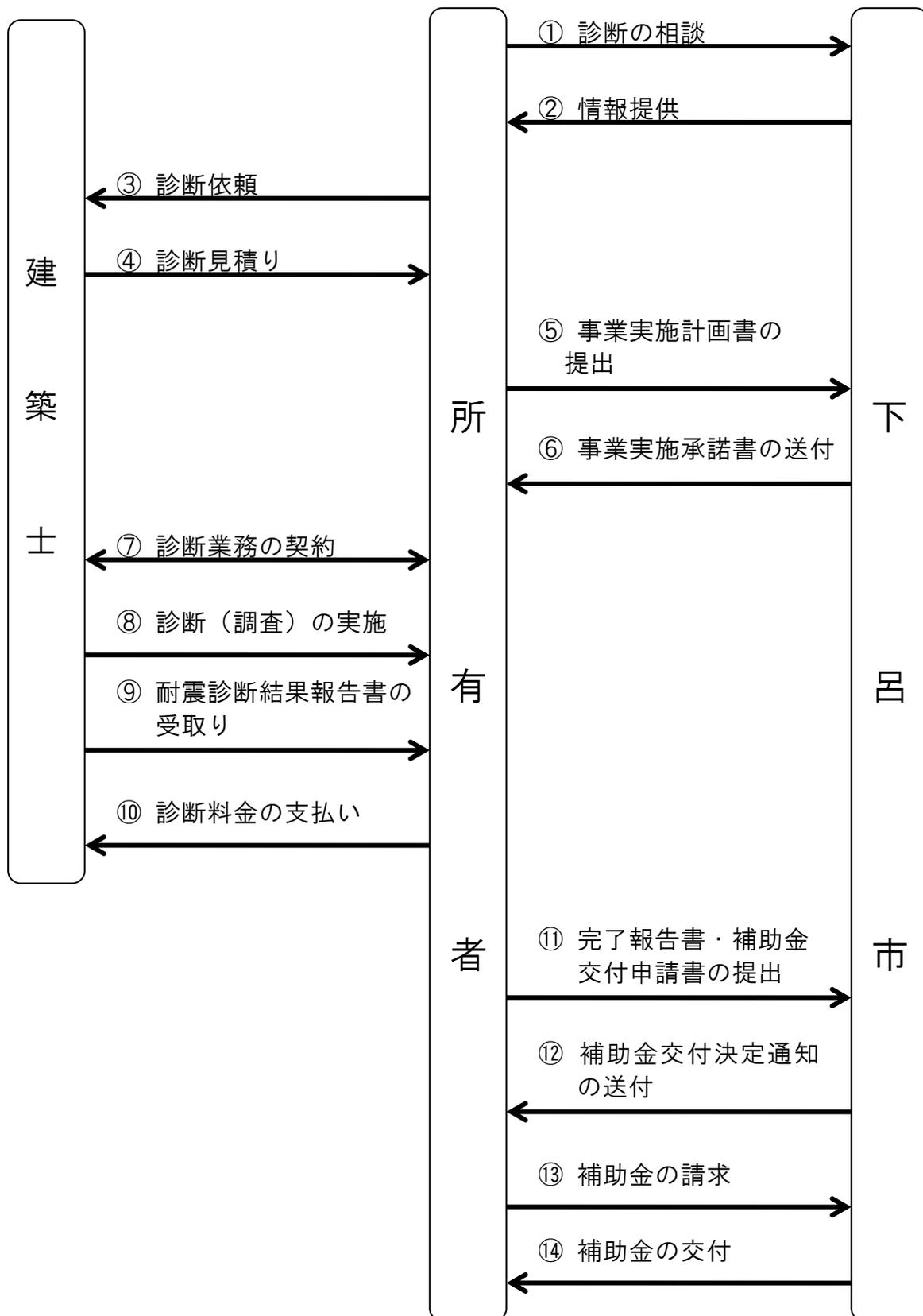
『補助金交付請求書』（様式第11号）を提出してください。

あなたの口座へ補助金が振り込まれます。

### 【留意事項】

- ◆ 印鑑は耐震診断実施計画書に使用したのと同じものを使用してください。
- ◆ 請求書を提出されてから補助金が振り込まれるまでに日数を要する場合がありますので、ご承知おきください。

耐震診断事業の流れ



建築物耐震診断補助事業に関する窓口

〒509-2506 下呂市萩原町羽根 2605 番地 1 (下呂総合庁舎 2 階)

下呂市役所 建設部建設総務課

電 話：0576-53-2010 (内線116)

FAX：0576-52-3676